

## 沖縄県立名護商工高等学校PTA会則（全文）

（名称・事務所）

**第1条** 本会は、名護商工高等学校PTAと称し、事務所を名護商工高等学校内におく。

（会員）

**第2条** 本会は、名護商工高等学校生徒の保護者及び職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

（目的）

**第3条** 本会は、本校教育の充実発展を期し、学校、家庭、社会が一体となって生徒の健全育成に務めるとともに会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

（事業）

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）会員の研修に関する事。
- （2）会員の親睦及び福利厚生に関する事。
- （3）本会の広報活動に関する事。
- （4）学校の教育諸条件整備への協力に関する事。
- （5）生徒指導及び生徒の学習活動への協力に関する事。
- （6）その他本会の目的達成に必要な諸事業に関する事。

（会議）

**第5条** 本会の会議は次の通りとする。

- （1）総 会
- （2）評議員会
- （3）運営委員会
- （4）部 会
- （5）会計監査委員会

2 会議の招集は、会長が行う。

（総会）

**第6条** 総会は毎年5月に定期総会を開く。但し、会長が必要と認めたとき又は評議員会において必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

2 総会を開くことができない緊急、やむを得ない場合には、評議員会をもって総会に代えることができる。但し、この場合、次期総会において報告しなければならない。

（総会事項）

**第7条** 総会においては、次の事項を報告し、承認をうる。

- （1）事業計画の承認
- （2）役員及び評議員の承認
- （3）予算の審議及び決算の承認

- (4) その他評議員会において決定した事項の報告  
(評議員会)

**第8条** 評議員会は、必要に応じて臨時に開くことができる。

(評議員会事項)

**第9条** 評議員会に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の制定と改廃
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画の審議
- (4) 予算及び決算の審議
- (5) その他必要とみとめられる事項の審議

(運営委員会)

**第10条** 運営委員会は、会則第9条1項(1)から(5)までの評議員会に付議する事項を円滑に推進すべくための議事案件等を練り整理する。会長が必要と認めるとき、臨時に開くことができる。

2 運営委員会の構成は第14条1項(1)から(8)までとする。

(部会)

**第11条** 部会は、各部職掌事項の企画並びにその運営にあたり、会長又は部会長が必要と認めるとき、臨時に開くことができる。

2 部会の種類及び職掌は、次の通りとする。

(1) 総務部会

- ①会員の親睦及び福利厚生に関すること。
- ②地域懇談会に関すること。
- ③学校の教育諸条件の整備に関すること。

(2) 文化・体育部会

- ①会員の研修に関すること。
- ②文化活動・レクリエーション活動に関すること。

(3) 生活指導部会

- ①生徒の生活指導に関すること。

(4) 環境整備部

- ①環境整備に関すること。

(5) 進路指導部会

- ①進路指導に関すること。

(6) 広報部会

- ①本会の広報活動、講演会の実施に関すること。

(会計監査委員会)

**第12条** 会計監査委員会は、毎年年度末及び必要に応じ、会計を監査し、その結果を評

議員会及び総会に報告する。

(会議の成立)

**第13条** すべての会議は、構成員の過半数をもって成立し、会議における決定は、出席者の過半数の同意が必要である。但し、会長が必要と認める場合にはこの限りではない。

(役員)

**第14条** 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名 (保護者2名、教頭1名)
- (3) 顧 問 1名 (校長)
- (4) 監査 委員 3名 (保護者2名、職員1名)
- (5) 幹 事 3名 (職員)
- (6) 各 部会長 1名
- (7) 各副部会長 2名 (保護者1名、職員1名)
- (8) 相 談 役 1名 (PTA役員経験者)

(役員の仕事)

**第15条** 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集しその議長となる。
- (2) 副会長は、本会を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- (3) 顧問は、本会の運営に対し、指導助言を与える。
- (4) 監査委員は、本会の会計を監査する。
- (5) 幹事は、会長の命を受け会務の運営にあたる。
- (6) 部会長は、それぞれの部の会務の運営にあたる。
- (7) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (8) 相談役は、会運営上の実務的な相談に応ずる。

(役員の仕事)

**第16条** 役員の仕事は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の仕事が満了した場合は、第1項の規程にかかわらず後任者が就任するまでその職務を行う者とする。

(役員の仕事)

**第17条** 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、及び監査委員は、評議員会で選出し、総会の承認をうる。
- (2) 顧問には、学校長をあてる。
- (3) 幹事は、PTA職員をもってあてる。
- (4) 各部会の部会長は、各部会で互選し、会長が委嘱する。

(5) 各部会の副部長は、保護者1名、職員1名(校務分掌上の係)をもってあてる。  
(評議員)

**第18条** 評議員は、次の各号に掲げる者をあてるものとする。

(1) 各学級から原則として2名以上を選出する。但し、地域の配分を考慮すること。

(2) 本校職員で、校務分掌中の関係各部代表1名。

2 評議員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

3 評議員は、第11条2項に規程する部会の一に所属し、その委員になるものとする。

(書記会計)

**第19条** 本会の庶務会計を処理するため、書記会計をおく。

2 書記会計は会長が任免する。

(経理)

**第20条** 本会の経理は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会員は、毎月会費を納入するものとする。

3 本会の会費は、総会において決定する。

(会計年度)

**第21条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

**第22条** 本会の会計は、毎年監査委員の監査を受け、評議員会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

(帳簿)

**第23条** 本会に、次の帳簿を備えつける。

(1) 会則

(2) 役員名簿、評議員名簿及び会員名簿

(3) 議事録

(4) 現金出納帳

(5) 会費及び寄付徴収簿

(6) 文書綴り

(7) 備品台帳

(8) その他必要な帳簿

(会則の改廃)

**第24条** 本会則は、評議員会の議を経て、総会の議決により改廃する。

(雑則)

**第25条** この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

(附則)

1. この会則は、平成19年5月20日より施行する。

- |               |      |                      |
|---------------|------|----------------------|
| 2. 平成20年5月18日 | 一部改正 | 第17条1項(1) 文言修正       |
| 3. 平成21年5月17日 | 一部改正 | 第5条1項(3) 設定挿入        |
|               |      | 現行第10条3項及び4項を削除      |
|               |      | 新第10条を設定、以下1条ずつ繰り下がる |
|               |      | 第14条1項(6)、(7)へ文字挿入   |